

# 高額療養費制度の見直しについて

平成29年8月診療分から、70歳以上75歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下表のように変更になります。

小金井市国民健康保険加入の方が高額療養費に該当した場合は、今までの手続き方法と変更なく、申請書等を送付します。

他会社の健康保険等にご加入の方は、加入されている健康保険組合等へお問い合わせください

☎ 保険年金課国民健康保険係 (☎042-387-9833)

区分	所得要件	自己負担限度額 (月額)		
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
			該当3回目まで	4回目以降
現役並み所得者	課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下	14,000円 (年間144,000円上限)	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	同左
低所得Ⅰ	住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下	8,000円	15,000円	同左

## 住民票の写し等の取得は安くて便利なコンビニ交付サービスのご利用を

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で本人および同一世帯員の方の住民票を取得することができます。利用の際は、同カードの暗証番号で利用者確認を行います。また、印鑑登録証の機能も同カードに移行した方は、本人の印鑑登録証明書も取得することができます。

コンビニ交付サービスは、全国のセブンイレブン、ローソン(ローソンストア100は除く)、サークルKサンクス、ファミリーマート、ミニストップなど(詳しくはお問い合わせください)で利用でき、窓口交付より100円安い200円で取得することができます。

住民票・印鑑登録証明書の取得は、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。利用時間午前6時30分〜午後11時(年末年始、設備点検時等除く) 1通200円

取得は、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。利用時間午前6時30分〜午後11時(年末年始、設備点検時等除く) 1通200円

申込書記布期間 8月1日(火)〜9日(水) 申込書記布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ

都営住宅の入居者募集 募集内容▽ポイント方式による募集(家族向けのみ)▽単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア住宅(単身者・二人世帯向け)▽事業再建者向け定期使用住宅

交通災害共済(ちよこっと共済)にご加入を「ちよこっと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営

国民健康保険 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の高齢受給者証を8月に一斉更新し、新しい高齢受給者証を郵送しました。同封の通知文に、負担割合などの詳細が記載されていますので、併せてご確認ください。

年金に関するお知らせ 「障害年金をご存知ですか」 公的年金(国民年金・厚生年金等)には老齢年金や遺族年金のほか、不慮のけがや、病気などで一定の障害状態になり、その他の要件を満たした場合支給される、障害年金があります。

70歳以上の課税者 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

各種手当の支給 ①心身障害者福祉手当 8月期分 4〜7月分 ②特別障害者手当 8月期分 5〜7月分 ③児童扶養手当 8月期分 4〜7月分

新しい高齢受給者証は届きましたか 70歳以上の課税者 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

第92回ひとこむいご高齢者交流会〜みどり号で行く秩父神社とまつり会館 9月8日(金)、12日(火)、14日(木) 午前8時30分〜午後5時 対JR中央線南側在住の70歳以上の一人暮らしの方 ※同一または隣接した敷地・建物内に配偶者または2親等以内の血族が居住している方を除く 定員 各日36人(申込順) 費用 2千円 他以前参加した方には案内を郵送しました 8月1日〜15日に、電話で社会福祉協議会(☎042-387-0001)へ

「年金請求の手續き漏れはありますか」 老齢基礎年金の受け取りに必要な期間(受給資格期間)が、これまでの25年から10年に短縮されました。今まで老齢基礎年金を受け取れなかった方も、受け取れる場合があります。対象となる方には、日本年金機構より、お知らせが送付されています(A4サイズの黄色い封筒)。まだ請求をしていない方は、ねんきんダイヤルに相談し、手続きを始めることをお勧めします。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。

「70歳以上の課税者 持ちの方」 8月に、医療保険(国民健康保険や健康保険組合など)から支給される高額療養費の算定基準額が改定されます。これにより、8月診療分から(●)の助成対象となる医療費が生じる場合がありますので、病院などを受診する際には、(●)受給者証を忘れずに提示してください。